



---

# 令和6年度環境省脱炭素関連事業について (令和6年度第1回岐阜県省エネ・新エネ推進会議)

---

2024年7月10日

環境省 中部地方環境事務所  
地域脱炭素創生室



- 1. 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組  
推進事業（SHIFT事業）**
  - 2. 民間企業の脱炭素促進、商用車電動化・運輸  
部門の促進事業**
  - 3. 住宅・建築物等の省エネや脱炭素化の実現**
  - 4. 公共施設や地域の脱炭素化**
- ご参考**

---

# **1. 工場・事業場における先導的な脱炭素化 取組推進事業（SHIFT事業）**

---



【令和6年度予算 3,329百万円（3,685百万円）】  
 【令和5年度補正予算額 4,034百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。  
 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

## 2. 事業内容

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**  
 中小企業等による工場・事業場でのCO<sub>2</sub>削減目標・計画の策定を支援  
 ※ CO<sub>2</sub> 排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援**
  - 標準事業** CO<sub>2</sub>排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）
  - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）
    - 電化・燃料転換
    - 4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
    - CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減
  - 中小企業事業** 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）
    - 年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>(円)
    - 補助対象経費の1/2(円)
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円）**  
 Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）
- 補助事業の運営支援（委託）**  
 CO<sub>2</sub>排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

| 事業者                                       | 支援・補助                            |
|---|----------------------------------|
| CO <sub>2</sub> 削減目標・計画の策定                | 計画策定補助                           |
| CO <sub>2</sub> 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善 | 設備更新補助                           |
| CO <sub>2</sub> 削減目標の達成<br>※未達時には外部調達で補填  | CO <sub>2</sub> 排出量の管理・取引システムの提供 |

【主な補助対象設備】



空調設備



給湯器



ソージェネ



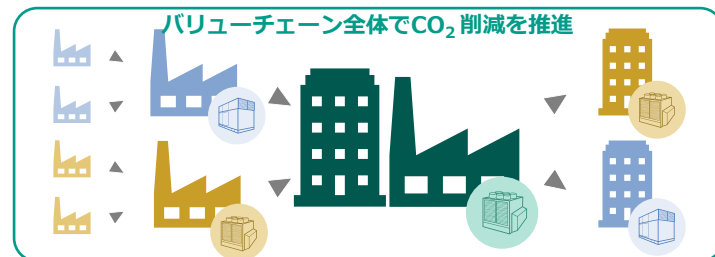
冷凍冷蔵機器



EMS

※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

### ③企業間連携先進モデル支援



- 脱炭素化のステップに応じた2つの支援メニューを用意しています。

## 脱炭素化のステップ

1 削減余地の把握・対策検討

2 実施計画の策定

3 対策実施

CO<sub>2</sub>削減目標達成

### ① CO<sub>2</sub>削減計画策定支援

中小企業等に向けた、「支援機関」によるCO<sub>2</sub>削減目標・計画策定を支援

#### A/B事業向け支援

工場・事業場またはシステムシステムで一定の割合以上のCO<sub>2</sub>を削減する計画を策定

補助率：3/4、補助上限額：100万円

#### C事業向け支援

機器・設備のCO<sub>2</sub>を削減する計画を策定

補助率：3/4、補助上限額：50万円

#### DX型計画策定支援

DXシステムを導入した場合、補助上限が100万円増額

### ② 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

CO<sub>2</sub>削減計画に基づく省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

#### A.標準事業

工場・事業場またはシステムシステムで一定の割合以上のCO<sub>2</sub>を削減する計画に基づく設備更新補助

補助率：1/3、補助上限額：1億円

#### B.大規模電化・燃料転換事業

大規模な電化・燃料転換に対する設備更新補助

補助率：1/3、補助上限額：5億円

#### C.中小企業事業

設備・機器のCO<sub>2</sub>削減量比例型の設備更新補助

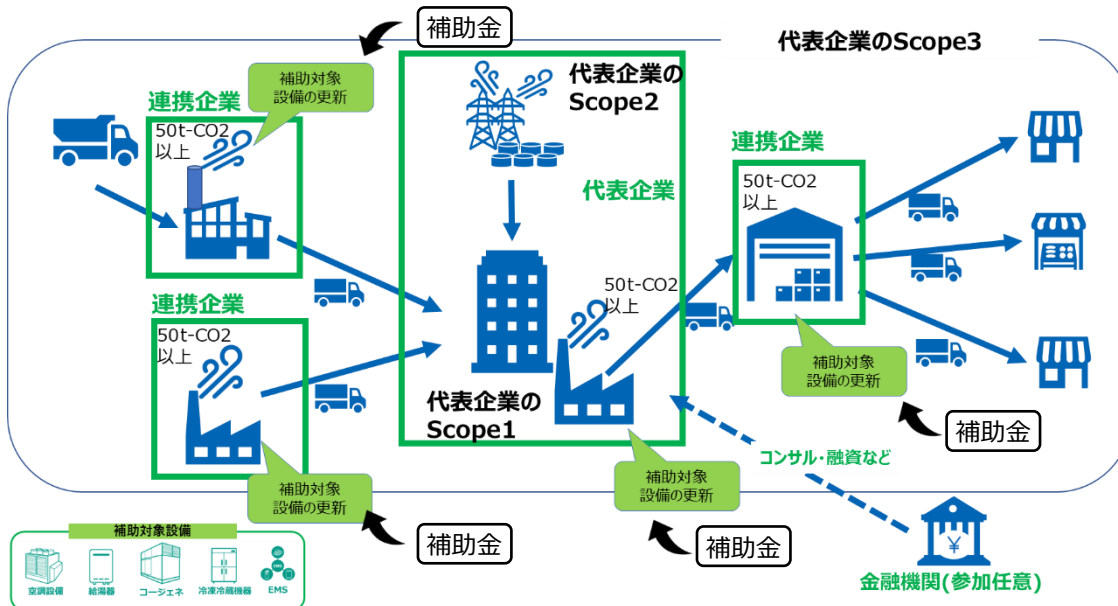
補助額：①②のうち小さい額

①年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>

②補助対象経費の1/2

補助上限額：0.5億円

- 「企業間連携先進モデル支援」は、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出することを目的とし、**代表企業**（Scope3に關係する企業と連携して脱炭素化の取組を主導する企業）と、**連携企業**（代表企業のScope3削減に資する企業）が**連携して行う工場・事業場の設備更新を支援**。
- 応募には、少なくとも代表企業と1社以上の連携企業が必要で、2者以上が設備更新を行うことが必要。（代表企業の設備更新も補助対象となります。）
- 補助対象は、年間CO2排出量が50t-CO2以上の工場・事業場における**エネルギー起源CO2排出量を削減する既存設備の更新**（電化・燃料転換・高効率化）。
- 既存設備の更新とセットで導入する再生可能エネルギー発電設備やLED照明設備（LEDは中小企業に限る）の導入も補助。（ただし、主要設備の更新に掛かる補助額までを上限。）



**補助上限 5 億円**  
 ・1者あたり上限 1 億円

**補助率**  
 ・中小企業：1/2  
 ・中小企業以外：1/3

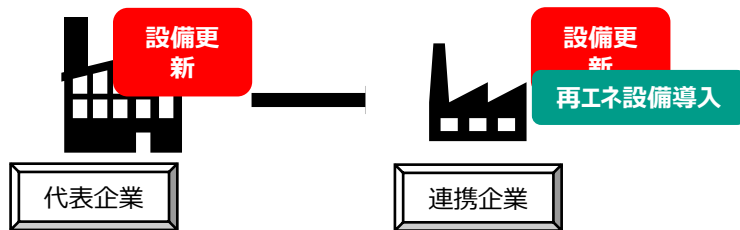
**参考URL**

- 👉 令和5年度 企業間連携先進モデル支援公募要領等（日本海事協会 ウェブサイト）  
[\[https://shift.classnk.or.jp/\]](https://shift.classnk.or.jp/)
- 👉 令和5年度 採択事業者情報（SHIFT事業ウェブサイト）  
[\[https://shift.env.go.jp/participant/2023\]](https://shift.env.go.jp/participant/2023)

## 想定される事業者の組み合わせの例

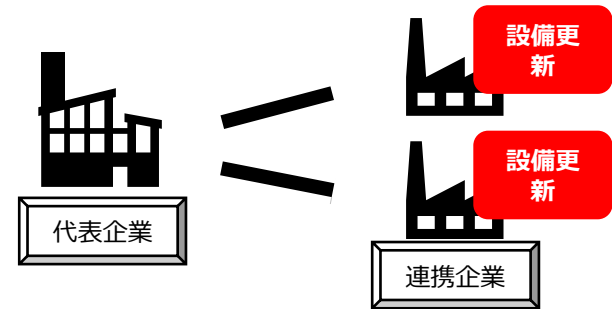
### ケース①

代表企業と連携企業が設備更新を行う。  
※ 2 者以上設備更新を行う必要があります。  
※ 再エネ設備のみの導入はできません。



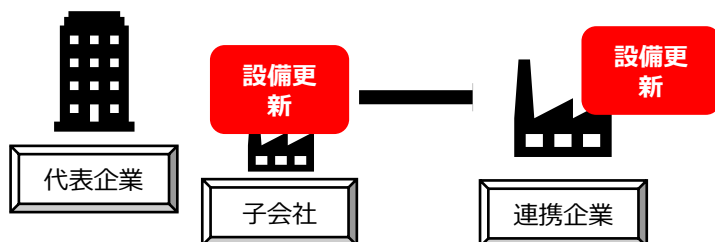
### ケース②

代表企業が設備更新を行わず、連携企業が設備更新を行う。  
※ 連携企業は、設備更新必須です。



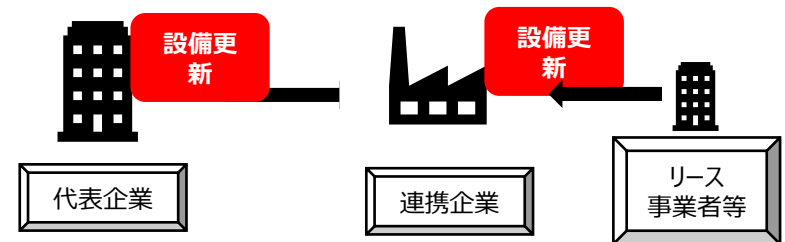
### ケース③

代表企業の子会社と連携企業が設備更新を行う。  
※ 代表企業の連結財務諸表における子会社及び関連会社は、代表企業のScope1・2となります。  
※ 代表企業と子会社だけの応募はできません。



### ケース④

リース事業者/ESCO事業者が参画する場合も応募可能です



# SHIFT事業実例

## 「高効率ガスタービンコジェネシステムおよび高圧ボイラー導入による脱石炭化事業」



### 脱炭素化促進計画策定事業者

事業者 フタムラ化学株式会社  
対象事業所 大垣工場  
業種 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業  
所在地 岐阜県大垣市



### 中長期目標

#### 2030年目標

基準年度のCO<sub>2</sub>排出量の40%減を目指す。そのため、事業所の生産の核となる石炭ボイラーを中心とした熱供給・蒸気発電システムを一新し、生産ラインに必要な蒸気・電力を効率よく供給する高効率ガスタービンコジェネレーションおよび高圧ガスボイラーを導入するとともに、既存のC重油ボイラーを都市ガス化することにより石炭ボイラーを廃止し、抜本的なCO<sub>2</sub>削減対策とする。

#### 2050年目標

引き続き設備の効率化による温室効果ガス削減活動を継続、国の政策動向およびエネルギー事業者の取組を踏まえながら、都市ガスのカーボンニュートラル化、メタネーション、水素の利用推進、再生可能エネルギー電力の導入等を適切なタイミングで実施し、カーボンニュートラルを目指す。

### CO<sub>2</sub>削減計画

#### 目標年度（令和6年度）

工場・事業場全体

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年) | 109,071 |
| 削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年) | 63,147  |
| 対基準年度削減率 (%)               | 36.6    |

#### 目標年度（令和6年度）

主要システム系統  
（発電・蒸気システム）

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年) | 106,846 |
| 削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年) | 63,141  |
| 対基準年度削減率 (%)               | 37.1    |

### 設備更新補助事業

補助対象設備 ガスタービンコジェネシステム、高圧ボイラー（石炭ボイラー、蒸気タービン発電機からの更新）  
補助金額 5億円弱  
補助率 1/3  
CO<sub>2</sub>削減コスト<sup>注1</sup> 約2,600円 / t-CO<sub>2</sub>

注1:CO<sub>2</sub>削減コスト= (補助対象経費÷ (補助対象設備の法定耐用年数×CO<sub>2</sub>削減目標量の合計))



---

## **2. 民間企業の脱炭素促進、商用車電動化・ 運輸部門の脱炭素化促進事業**

---

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度予算 4,000百万円 (4,260百万円)】  
【令和5年度補正予算額 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ (需要側需給調整力) の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

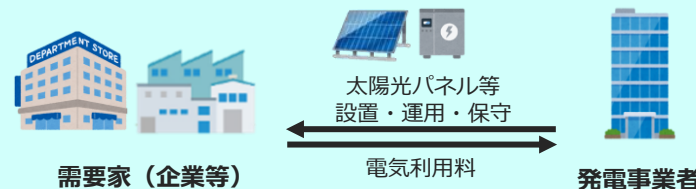
\* EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)(5)(7)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 ~ 令和7年

## 4. 事業イメージ

### (1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### (2) 新たな手法による再エネ導入



# コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

(一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和6年度予算 7,000百万円 (7,000百万円)】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

## 1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

## 2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

### (1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業 (間接補助事業)

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

(1) 間接補助事業 補助率：原則 1 / 3

※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。

※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

### ■ 補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

### ■ 実施期間

令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

### (1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



### 脱炭素型自然冷媒機器の例



食品製造ラインのフリーザー



中央方式冷凍冷蔵機器



冷凍冷蔵ショーケース





【令和5年度補正予算額 40,900百万円】

## 2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

### 1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

### 2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間で国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3、1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

### 4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象  
車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象  
車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象  
車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】補助率：1/2 等

補助対象  
設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両と一体的に導入するものに限る



運輸部門の脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

## 1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門の脱炭素化の加速化を図る。

## 2. 事業内容

### （1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。例えば、可搬型バッテリーと再エネを組み合わせたエネルギーマネジメントや車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証を想定。

### （2）車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

今後、早期かつ大量発生が見込まれる電動商用車用リチウムイオンバッテリー（LiB）について、回収スキーム、リユース・リサイクルモデルの構築が進むものと想定される。この動きを促進するため、LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。

### （3）運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送等）のモデル的な実証を行う。

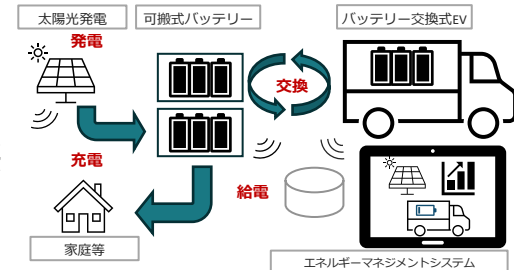
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託、補助事業（補助率：1/2）
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

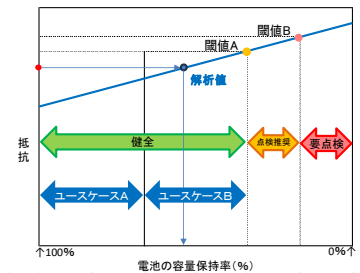
### （1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

エネルギーマネジメントの実証（カートリッジ式蓄電池（可搬型バッテリー）の活用 等）



### （2）車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



### （3）運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送

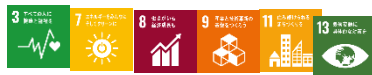


---

## **3. 住宅・建築物等の省エネや脱炭素化の実現**

---

# 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和5年度補正予算額 135,000百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

## 1. 事業目的

- ・既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現、2030年度の家庭部門からのCO<sub>2</sub>排出量約7割削減（2013年度比）に貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
- ・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

## 2. 事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進し、くらし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）

対象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事

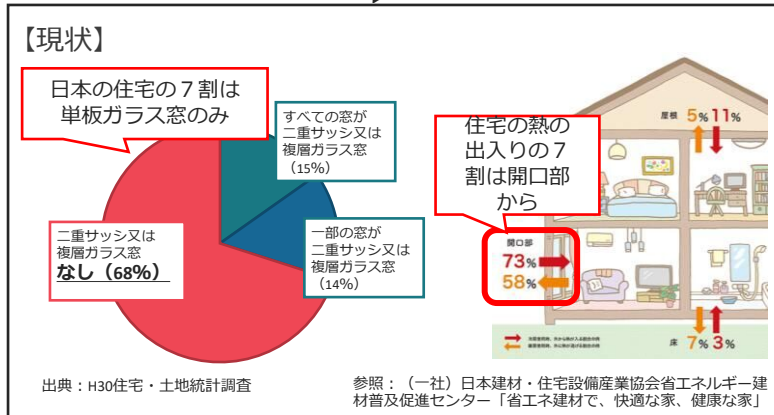
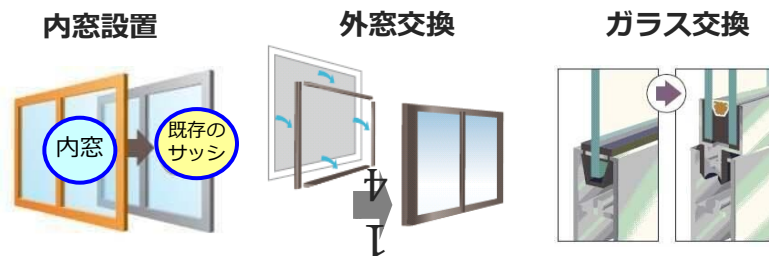
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 補助対象・委託先 ①住宅の所有者等 ②民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

## 4. 補助事業対象の例



# 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和6年度予算 7,550百万円（6,550百万円）】  
【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

## 戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

### 1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

### 2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

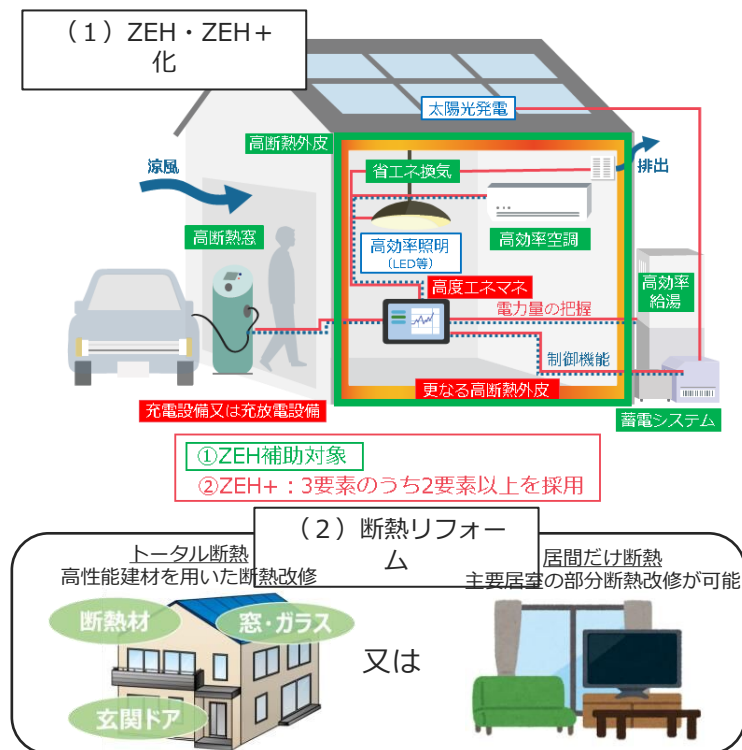
- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
  - ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
  - ③上記②のZEH+のうち、断熱等性能等級6以上の外皮強化に追加補助：25万円/戸等
  - ④上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
- （2）既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）
- （3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等性能等級5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 補助対象の例







【令和6年度予算 3,450百万円（3,450百万円）】  
 【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

## 1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

## 2. 事業内容

(1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ②新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熟利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など

(2)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））

(3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

- ※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。  
 ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

## 4. 補助対象の例

(1) 省エネ・省CO2化

①低層ZEH-M      ②中層ZEH-M      ③高層ZEH-M



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



(2) 断熱リフォーム

トータル断熱  
高性能建材を用いた断熱改修

居間だけ断熱  
主要居室の部分断熱改修が可能





【令和5年度補正予算額 11,100百万円】  
※4年間で総額33,929百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能<sup>※1</sup>の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、くらしの質の向上を図る。

## 2. 事業内容

### ①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

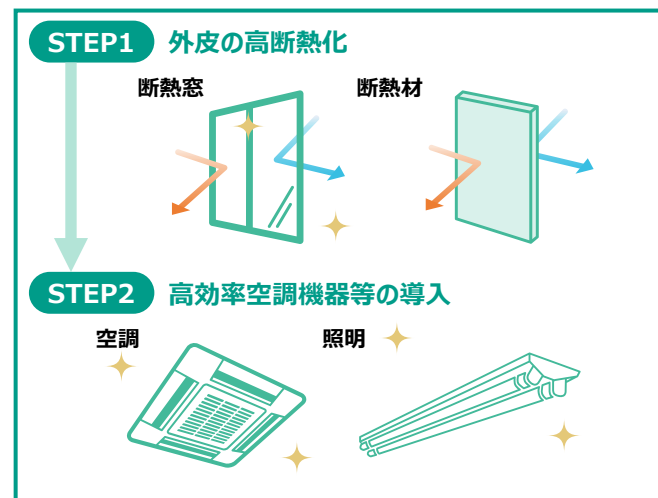
- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上<sup>※2</sup>削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等
- 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明 等  
(設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。)
- 補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当 等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務  
本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

## 4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。  
 ※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上



【令和6年度予算 4,719百万円(新規)】  
 【令和5年度補正予算額 6,171百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

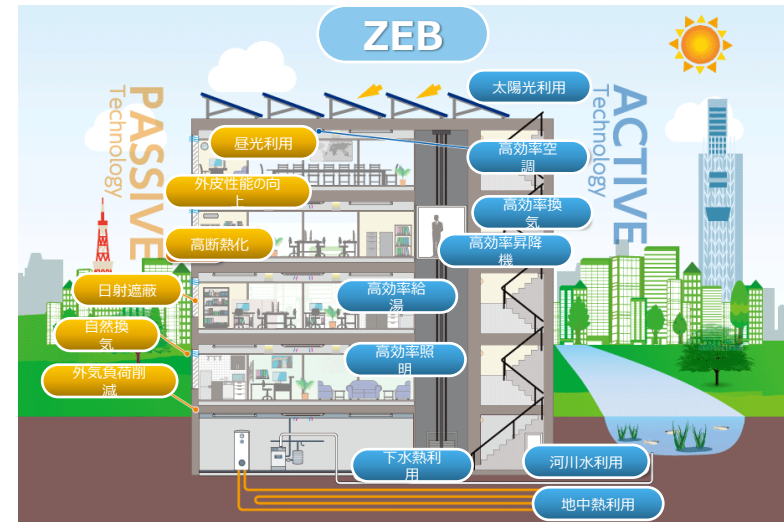
## 1. 事業目的

- ① 2050年CN実現、そのための2030年度46%減(2013年度比)の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

## 2. 事業内容

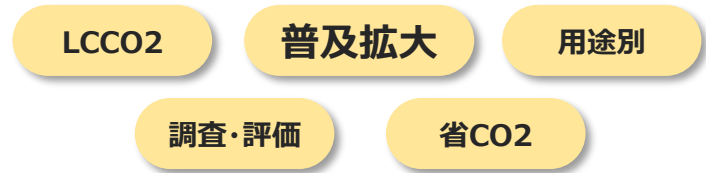
- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)
  - ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業
  - ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部国土交通省連携事業)
  - ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
  - ② ZEB化推進に係る調査・検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (国土交通省、経済産業省連携事業)
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)

## 4. 事業イメージ



## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度



---

## **4. 公共施設や地域の脱炭素化**

---



【令和6年度予算額 2,000百万円（2,000百万円）】 環境省

**災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。**

## 1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

## 2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

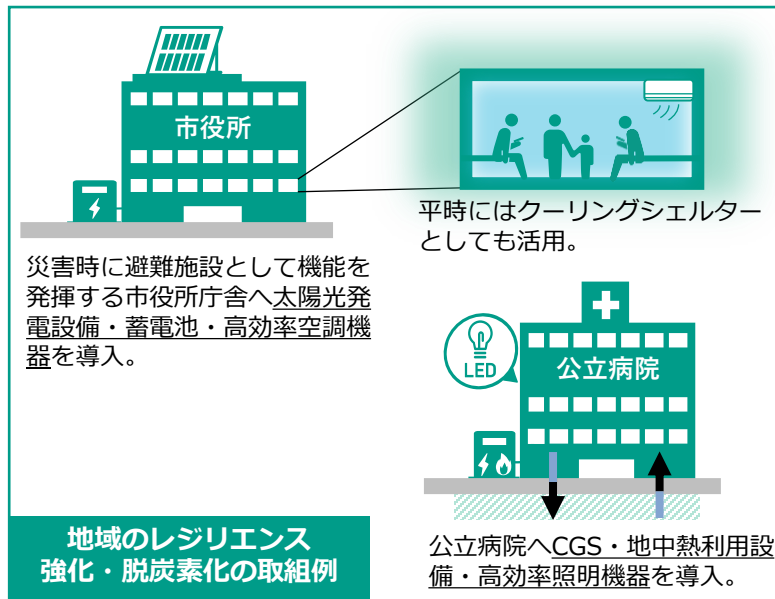
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助
  - 補助対象 地方公共団体
  - 実施期間 令和3年度～令和7年度
- ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）  
PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可

## 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
  - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設
- 導入
- ・再生可能エネルギー設備
  - ・蓄電池
  - ・CGS
  - ・省CO2設備
  - ・未利用エネルギー設備等



## 事業の内容

新築庁舎に省エネルギー技術の導入と様々な環境負荷低減手法の採用により、「ZEB Ready」に認証された。災害対策の中枢となる高層棟は免震構造を採用し、自家発電設備等の設備を備えてインフラ途絶時も庁舎機能を維持し継続的な災害対応を可能とした。

## 事業のポイント

- 1 窓口空間の空調は床からの放射熱空調(放射床冷暖房)で冬季の底冷えを防止するとともに夏期の冷房効果を向上
- 2 低層棟のピットを活用したクール&ヒートレンヂで外気を導入し、井水熱やコジェネ排熱、太陽光を使った調湿制御(デジカント空調システム)で快適なクールビズ空調を行う
- 3 光ダクトによる自然採光の確保により、照明負荷を軽減

庁舎全景



環境配慮計画全容



光ダクトシステムの採用

事業実施期間：R元～R5年度  
 総事業費：97億円  
 (うちZEB化：7.1億円)

## 事業の効果

- 100kWの太陽光発電パネルの導入、井戸水の冷暖房用熱源水等利用により、一次エネルギー削減率は、創エネを除く場合は50%、含む場合は56%を達成し、「ZEB Ready」に認証された。
- 経済効果として、旧庁舎と比べ使用量が電力14.5%、ガス55.8%削減された。

# 地域脱炭素推進交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算 42,520百万円 (35,000百万円)】環境省  
 【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

## 2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

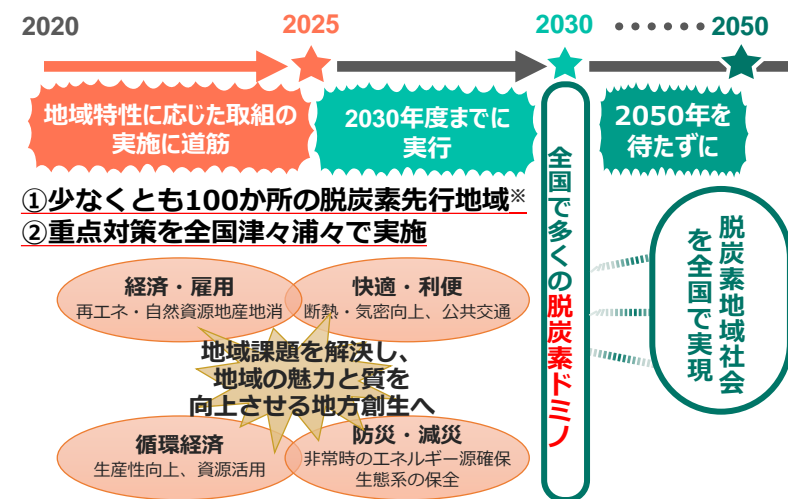
### (3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

## 3. 事業スキーム

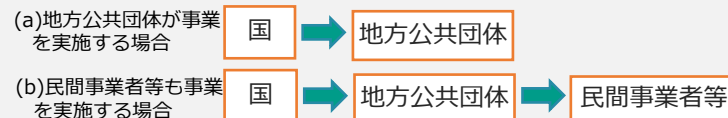
- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化  
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

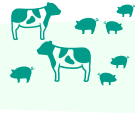
<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

| (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 |   | (2) 特定地域脱炭素移行<br>加速化交付金[GX]  |   |
|----------------------|---|--|---|
| 事業区分                 | 脱炭素先行地域づくり事業  | 重点対策加速化事業  |   |
| 交付要件                 | ○脱炭素先行地域に選定されていること<br>(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)  | ○再エネ発電設備を一定以上導入すること<br>(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)  | ○脱炭素先行地域に選定されていること  |
| 対象事業                 | <p><b>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p><b>①再エネ設備整備 (自家消費型・地域共生・地域裨益型)</b><br/>地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入<br/>・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)<br/>・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p><b>②基盤インフラ整備</b><br/>地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入<br/>・自営線、熱導管<br/>・蓄電池、充放電設備<br/>・再エネ由来水素関連設備<br/>・エネマネシステム 等</p> <p><b>③省CO2等設備整備</b><br/>地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入<br/>・ZEB・ZEH、断熱改修<br/>・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等)<br/>・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p><b>2) 効果促進事業</b><br/>1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> | <p><b>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</b></p> <p><b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</b> ※<br/>(例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)<br/>※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p><b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b><br/>(例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p><b>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導</b><br/>(例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p><b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b><br/>(例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p><b>⑤ゼロカーボン・ドライブ</b> ※<br/>(例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業)<br/>※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p> | <p><b>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業</b><br/>官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> |
| 交付率                  | 原則 2 / 3  | 2 / 3 ~ 1 / 3、定額   | 原則 2 / 3  |
| 事業期間                 | おおむね 5 年程度  |  |   |
| 備考                   | <p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p>  |  |   |



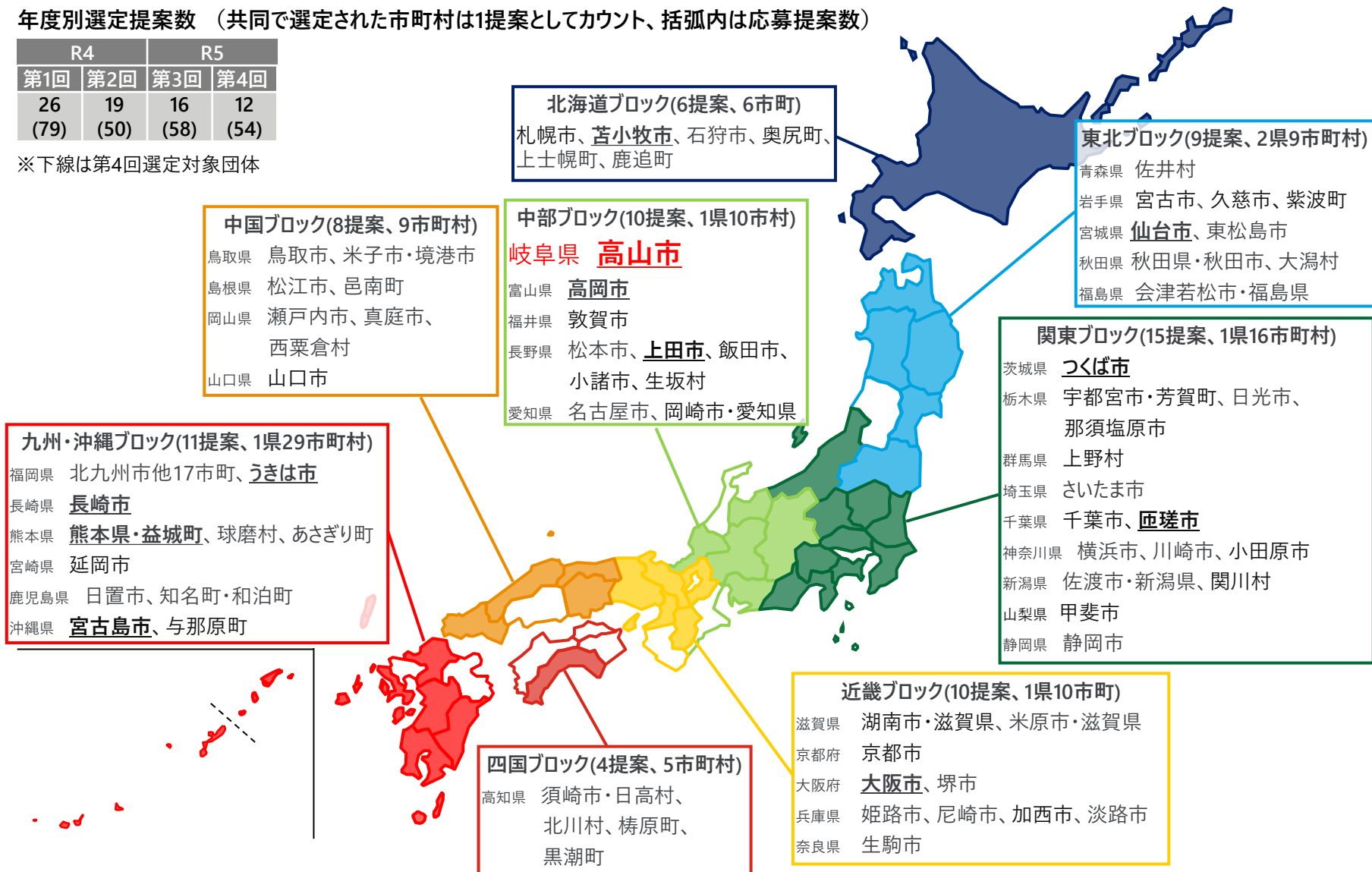


# 脱炭素先行地域(73提案)

年度別選定提案数 (共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数)

| R4   |      | R5   |      |
|------|------|------|------|
| 第1回  | 第2回  | 第3回  | 第4回  |
| 26   | 19   | 16   | 12   |
| (79) | (50) | (58) | (54) |

※下線は第4回選定対象団体



# 重点対策加速化事業の計画策定状況

## 重点対策加速化事業として、141（※）自治体を選定（34府県、81市、26町）

（※）令和6年度開始自治体については、内示済自治体数のみを計上しており、今後、増加予定

令和4年度開始

令和5年度開始

令和6年度開始

32自治体

（11県、15市、6町）

77自治体

（18県、47市、12町）

32自治体

（5府県、19市、8町）

※内示済自治体数のみを計上しており、今後、増加予定

### 中国ブロック(4県、10市町)

- 鳥取県 鳥取県、南部町
- 島根県 島根県、出雲市、美郷町
- 岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
- 広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
- 山口県 山口県

### 九州ブロック(6県、14市町村)

- 福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、糸島氏、大木町
- 佐賀県 鹿島市
- 長崎県 長崎県、松浦市
- 熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市
- 大分県 大分県、中津市
- 宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
- 鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

### 近畿ブロック(4府県11市町)

- 滋賀県 滋賀県
- 京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市
- 大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市
- 兵庫県 芦屋市、宝塚市
- 奈良県 奈良県、奈良市
- 和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

### 四国ブロック(4県5市町)

- 徳島県 徳島県、北島町
- 香川県 香川県
- 愛媛県 愛媛県、新居浜市、鬼北町
- 高知県 高知県、高知市、土佐町

### 北海道ブロック(10市町)

- 北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、土幌町、鹿追町、白糠町

### 東北ブロック(4県、12市町)

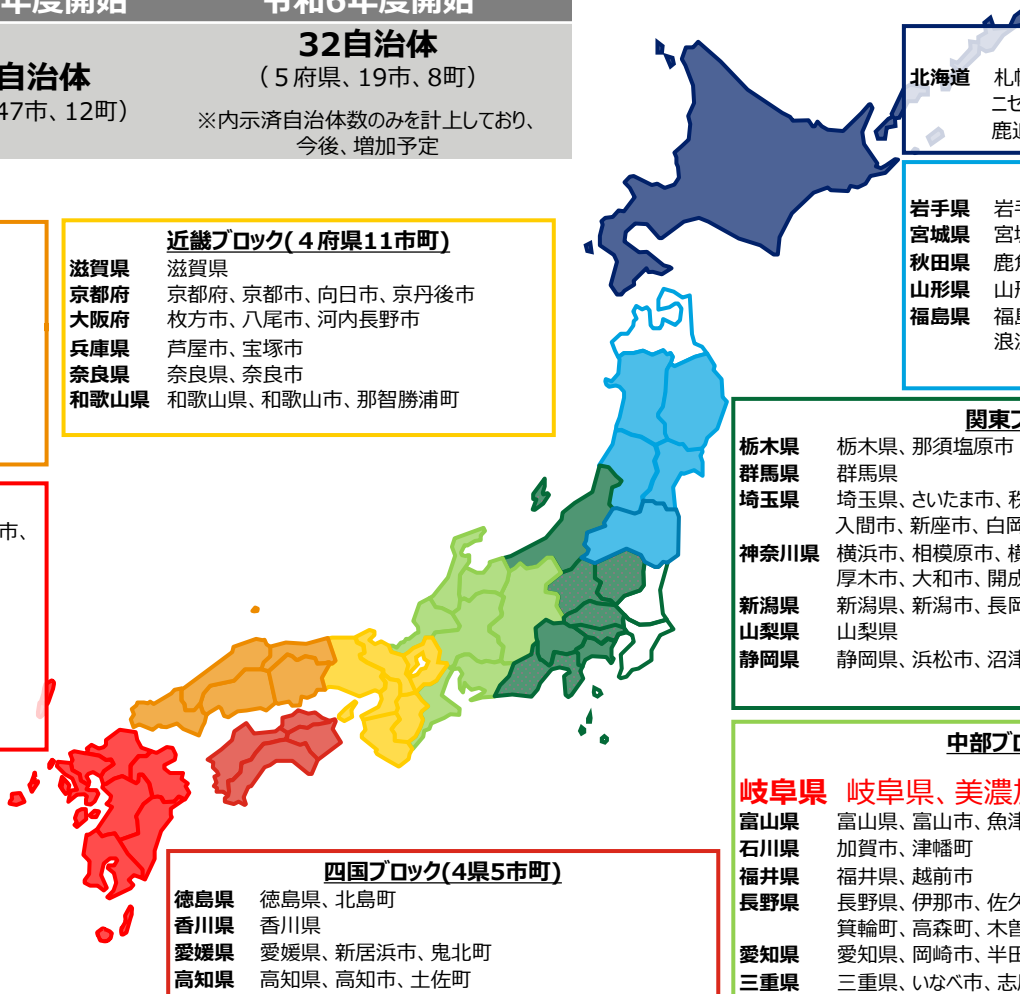
- 岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
- 宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
- 秋田県 鹿角市
- 山形県 山形県、山形市、長井市
- 福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

### 関東ブロック(6県23市町)

- 栃木県 栃木県、那須塩原市
- 群馬県 群馬県
- 埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市
- 神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
- 新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
- 山梨県 山梨県
- 静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

### 中部ブロック(6県、22市町村)

- 岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
- 富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見氏、立山町
- 石川県 加賀市、津幡町
- 福井県 福井県、越前市
- 長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町
- 愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
- 三重県 三重県、いなべ市、志摩市



## ■SHIFT事業

<https://shift.env.go.jp/>

## ■令和6年度環境省重点施策集

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/juten-sesakushu.html>



【お問合せ先】  
環境省 中部地方環境事務所  
地域脱炭素創生室  
[CN-CHUBU@env.go.jp](mailto:CN-CHUBU@env.go.jp)  
052-385-4248